令和７年度　価格転嫁推進広報等事業費補助金

価格適正な価格転嫁の実現に向けた広報活動やセミナーの開催等に要する経費の一部を助成します

申請受付期間	令和７年６月１０日(火) ～　令和８年１月１６日(金) ※申請額が本事業の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

１　補助対象者

県内の中小企業者等で構成される団体等

２　補助対象経費

広報活動又はセミナー・勉強会の開催に要する経費

例）・取引先に価格転嫁の理解を求める新聞広告掲載費
・消費者に価格転嫁の理解を求める新聞・情報誌等への広告掲載費
・店頭に置くリーフレットや店内に掲示するポスター等の作成経費
・価格転嫁の進め方に関するセミナーの講師への謝金や会場使用料
※広報内容は事前にご相談ください。

３　補助対象期間

原則、交付決定日から令和８年２月２８日（土）まで

交付決定日前に実施した事業も対象にしたい場合は、事前にご相談ください。

４　補助率等

（１）　補　助　率　　補助対象経費の４分の３以内

（２）　補助上限額　５０万円

■お問い合わせ・申請書提出先

〒010-8572　秋田市山王三丁目１-１

秋田県産業労働部産業政策課　企画チーム

電話番号：018-860-2214　　E-mail:sansei@pref.akita.lg.jp

※次ページに続きます。

5　申請から補助金交付までの流れ

申請者側の手続（青色）	県側の手続（緑色）

①申請書類の取得	①申請書様式・要領等を県ホームページに掲載しています。 （https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88986）
②申請書類の準備	②申請に必要な書類は「６　提出書類」の「(1)」のとおりです。
③申請書の提出	③メール又は郵送により提出してください。 提出先は前ページの「■お問い合わせ・申請書等提出先」のとおりです。
④審査	④内容を審査し、電話等で修正・再提出をお願いする場合があります。
⑤交付決定	⑤適当と認めた場合は、決定通知書により通知します。
⑥補助事業の実施	⑥交付決定日以降に、補助事業を実施してください。 ※交付決定日前に実施した事業も対象にしたい場合は、事前にご相談ください。
⑦実績報告書の準備	⑦実績報告に必要な書類は「６　提出書類」の「(2)」のとおりです。
⑧実績報告書・	⑧上記の③と同様に、メール又は郵送により提出してください。
⑨補助金交付	⑨交付時期は、請求書の提出から２週間程度を予定しております。

6　提出書類

(1)申請書類

ア　補助金交付申請書（様式第１号）
イ　実施計画書（様式第２号）
ウ　収支予算（様式第３号）
エ　見積書の写し
オ　定款、会則等の写し
カ　申請日時点での組合員、会員名簿
キ　その他知事が必要と認める書類

事業の詳細については…

申請書様式･要綱等を県ＨＰに掲載しています。
👉　美の国あきたネット
https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88986

秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

(2)実績報告

ア　実績報告書（様式第10号－１）
イ　事業実績書（様式第10号－２）
ウ　収支清算書（様式第11号）
ウ　収支清算書（様式第11号）
エ　請求書（様式第13号）